



# 鳥取県公報

平成 30 年 10 月 30 日(火)  
第 9 0 4 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (609) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (610) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の再開の届出 (611) (〃) . . . . . 2
	特定猟具使用禁止区域の指定 (612) (緑豊かな自然課) . . . . . 3
	土地改良区の役員の就退任 (613) (東部農林事務所) . . . . . 5
	植栽管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (614) (県土総務課) . . . . . 6
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) . . . . . 7
	公の施設の指定管理者の指定 (教育委員会事務局社会教育課) . . . . . 8
	公の施設の指定管理者の指定 (教育委員会事務局文化財課) . . . . . 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2件) (庶務集中課) . . . . . 8
	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 14
	落札者の決定 (総合療育センター) . . . . . 16
	落札者の決定 (2件) (警察本部会計課) . . . . . 16

# 告 示

## 鳥取県告示第609号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
安田歯科医院	米子市朝日町5	平成30年9月30日

### 2 薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
五千石調剤薬局	米子市八幡703-1	平成30年9月30日

## 鳥取県告示第610号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
有限会社武本薬局	倉吉市伊木201-4	武本薬局あげい店	倉吉市伊木201-4	居宅療養管理指導	平成30年6月30日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
有限会社武本薬局	倉吉市伊木201-4	武本薬局あげい店	倉吉市伊木201-4	介護予防居宅療養管理指導	平成30年6月30日

## 鳥取県告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	再開年月日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日南町下石見2315	グループホームあさひの郷	日野郡日南町生山397-1	認知症対応型共同生活介護	平成30年7月22日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	再開年月日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日南町下石見2315	グループホームあさひの郷	日野郡日南町生山397-1	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成30年7月22日

## 鳥取県告示第612号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成24年鳥取県告示第738号（特定猟具使用禁止区域の指定について）の表中東伯特定猟具（銃器）使用禁止区域の項は、平成30年10月31日限り廃止する。

平成30年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
鳥取特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市丸山町地内の県道伏野覚寺線の丸山橋東詰を起点とし、起点から同県道を南西及び西方に進み、国道9号に至り、同国道を西方に進み、溝川橋西詰に至り、溝川の左岸を北方に進み、汀線に至り、同汀線を東方に進み、同汀線と市賀露町西四丁目（防波堤を除く。以下同じ。）水際線との交点に至り、同水際線を北方及び東方に進み、同市賀露町西四丁目北端に至り、同所と市港町（防波堤を除く。以下同じ。）北西端とを直線で結んだ線を北東に進み、同市港町北西端に至り、港町水際線を同市港町北東端に進み、同所と千代川右岸と汀線との交点とを結んだ直線を南東に進み、千代川右岸と汀線との交点に至り、汀線を東方に進み、塩見川に至り、同川の左岸を南方に進み、県道福部岩美線に至り、同県道を南西に進み、市道浜湯山県線との交点に至り、同市道を西方に進み、県道湯山鳥取線に至り、同県道を南西に進み、市道湯山多鯨ヶ池線との交点に至り、同市道を南方に進み、市道覚寺福部線に至り、同市道を南西及び南方に進み、同市道から椎谷神社入口に至る谷に至り、同谷を南西に進み、同神社入口に至り、同神社入口から県道一本松覚寺線に至る道を南方へ進み、同県道に至り、同県道を東方に進み、通称背谷に至り、同谷を南東に進み、高聳山山頂に至り、高聳山稜線を南東及び南西に進み、鳥取森林管理署旧城山国有林の石標340号に至り、同国有林と民有林との境界を南西に進み、同国有林の石標379号に至り、同国有林と民有林との境界を南方に進み、同国有林の石標393号に至り、山林と耕地との境界を南方及び北西に進み、市道円護寺4号線に至り、同市道を北西に進み、市道天徳寺通りに至り、同市道を北東に進み、市道円護寺覚寺線に至り、同市道を北西に進み、市道覚寺円護寺線との交点に至り、同市道を西方に進み、市道覚寺13号線との交点に至り、同市道を南西に進み、八幡池堤防の東端に至り、同堤防を北西及び南西に進み、同堤防の西端に至り、同所と	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

	市道丸山町7号線の終点とを直線で結んだ線を南西に進み、同市道の終点に至り、同市道を南西に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	
大山特定猟具 (銃器)使用 禁止区域	西伯郡伯耆町小林字五反田7-1、7-3及び7-5から7-19まで、字頭ナシ原8-1、8-2及び8-7から8-11まで、字頭ナシ10、10-21、11、12-1、17-2、18及び19、字堤谿676-1及び676-12から676-42まで、字五反田20、21-1から21-3まで及び22、字向南原654-1から654-45まで、660-1から660-4まで及び660-6から660-11まで、字南原698-11、698-3から698-56まで、704-1から704-7まで、705-1、705-4及び705-5並びに字南原上691-1から691-58まで並びに金屋谷字水無原4-3、4-4、4-13、4-17から4-43まで、4-45、4-48から4-52まで、4-57、1681-1から1681-55まで、1685-1、1685-2、1686-1、1686-2、1687、1688、1689-1から1689-29まで、1691-13及び1691-14並びに字宝殿原1692-1から1692-67まで(通称大山ゴルフクラブの一部及び通称アイノピア団地)	〃
県営生山採穂園特定猟具 (銃器)使用 禁止区域	日野郡日南町生山字板井谷山313-31から313-33まで及び313-35から313-37まで	〃
勝田川特定猟具 (銃器)使用 禁止区域	東伯郡琴浦町大字湯坂地内の町道湯坂新道2号線と町道梅田選果場線との交点を起点とし、起点から町道梅田選果場線を東方に進み、町道出上赤碕線に至り、同町道を南方に進み、県道船上山赤碕線に至り、同県道を南方に進み、町道宮木中線との交点に至り、同町道を西方に進み、町道以西小学校線に至り、同町道を南方に進み、町道立子大熊線に至り、同町道を西方に進み、通称高岡河原田農道に至り、同農道を北方に進み、町道佐崎線に至り、同町道を北方に進み、町道立子大熊線に至り、同町道を西方に進み、町道勤労体育館線に至り、同町道を北方に進み、町道筥津国主線に至り、同町道を北方に進み、町道光部落3号線に至り、同町道を北方に進み、通称光部落西農道に至り、同農道を北方に進み、県道赤碕大山線に至り、同県道を東方に進み、町道筥津国主線との交点に至り、同町道を北方に進み、町道湯坂新道6号線に至り、同町道を西方に進み、町道湯坂新道2号線に至り、同町道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
福原特定猟具 (銃器)使用 禁止区域	西伯郡伯耆町久古地内の町道岸本大原線と町道久古5号線の交点を起点とし、起点から町道久古5号線を北方に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を東方に進み、町道須村4号線との交点に至り、同町道を南方へ進み、町道岸本大原線に至り、同町道を西方へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
東伯特定猟具 (銃器)使用 禁止区域	東伯郡琴浦町大字徳万地内の町道光好丸尾線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、起点から同線を東方へ進み、琴浦町と北栄町の境界に至り、同境界を南方へ進み、県道福永由良線に至り、同県道を南西に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南方に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を北西に進み、町道槻下南団地1号線に至り、同町道を西方に進み、町道伊勢野斉尾線に至り、同町道を西方に進み、町道斉尾鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を南方及び西方に進み、県道東伯関金線に至り、同県道を南方に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南西	平成30年11月1日から平成34年10月31日まで

に進み、県道法万大栄線に至り、同県道を西方に進み、県道古長杉下線に至り、同県道を南西に進み、町道矢下堤防線に至り、同町道を南西に進み、農道に至り、農道を南西に進み、県道下見関金線に至り、同県道を南西に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北方に進み町道光好丸尾線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域
---

### 鳥取県告示第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年10月30日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

#### 退任した役員の氏名及び住所

理事	本庄米治	鳥取市湖山町北六丁目304
〃	竹本芳宏	鳥取市伏野1117
〃	片山博	鳥取市賀露町南一丁目5-14
〃	村上文夫	鳥取市賀露町南一丁目3-24
〃	浦浜彰	鳥取市賀露町南四丁目22-35
〃	石黒隆夫	鳥取市賀露町南六丁目8-20
〃	影井啓利	鳥取市湖山町南一丁目215
〃	森本清	鳥取市湖山町西一丁目223
〃	花房彰	鳥取市湖山町西三丁目583
〃	田中雅勝	鳥取市伏野94
〃	田中慎一	鳥取市三津374
〃	山根昭男	鳥取市伏野2453-3
監事	三ツ中義雄	鳥取市伏野34
〃	山根一記	鳥取市賀露町南六丁目4-33
〃	山根一美	鳥取市湖山町北一丁目362

平成30年10月3日退任

#### 就任した役員の氏名及び住所

理事	本庄米治	鳥取市湖山町北六丁目304
〃	竹本芳宏	鳥取市伏野1117
〃	片山博	鳥取市賀露町南一丁目5-14
〃	村上文夫	鳥取市賀露町南一丁目3-24
〃	浦浜彰	鳥取市賀露町南四丁目22-35
〃	石黒隆夫	鳥取市賀露町南六丁目8-20
〃	影井章	鳥取市湖山町南一丁目152
〃	森本清	鳥取市湖山町西一丁目223
〃	花房彰	鳥取市湖山町西三丁目583
〃	田中雅勝	鳥取市伏野94
〃	田中慎一	鳥取市三津374
〃	小谷登紀雄	鳥取市内海中431
監事	山根一記	鳥取市賀露町南六丁目4-33
〃	奥村和敬	鳥取市湖山町北一丁目273
〃	田中敬悟	鳥取市三津235

平成30年10月4日就任 任期4年

### 鳥取県告示第614号

平成31年度及び平成32年度において県が締結する植栽管理業務（県の計画に基づき草木を植え、又は栽培されている植物を管理する業務をいう。以下同じ。）の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成30年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 対象業務

県が管理する施設（県が管理する国道を含む。）の植栽管理業務（以下「委託業務」という。）とする。

#### 2 入札参加資格要件

入札参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（造園工事業に係るものに限る。以下「建設業許可」という。）を受けている者であること。
- (3) 3の(1)の書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (4) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人若しくは個人でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 法人税（申請者が法人である場合に限る。）、所得税（申請者が個人である場合に限る。）、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に未納がないこと。
- (7) 県内に本店を有する者にあつては、労働保険料に未納がないこと。

#### 3 申請手続

##### (1) 提出書類

入札に参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 平成31・32年度植栽管理業務委託入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 職員調書（様式第2号）

当該調書に記載している職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び当該職員が有する資格等を証する書面の写しを添付すること。

ウ 建設業許可の通知書の写し又は建設業許可の証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

エ 2の(6)に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）

鳥取県の県税に係る納税証明書については、鳥取県県土整備部県土総務課が鳥取県の各県税事務所に鳥取県の県税の納税状況を直接確認することを承諾する場合（平成31年1月31日（木）までに申請のある場合に限る。）には、提出を要しないものとする。

オ 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格の審査を申請する日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）

カ 県外に本店を有する者であつて入札の参加等の権限を委任する場合は、その旨の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

##### (2) 提出に係る留意事項

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、平成31・32年度植栽管理業務委託入札参加資格審査申請事項変更届（様式第3号）及び変更箇所を修正した(1)の書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。なお、

職員調書（様式第2号）に記載した者を変更する場合は、その者が常勤の職員であることの確認ができる書類及び当該職員調書に記載した資格等を証する書面の写しを併せて提出すること。

(3) 提出期間及び時間

平成30年10月30日（火）から平成33年1月29日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、平成31年度初回発注分（平成31年4月1日以降に指名選定を行うものに限る。）の委託業務の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は、平成31年1月31日（木）までに提出すること。

(4) 提出方法

(5)の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又はこれに相当する信書便の役務によることとし、平成33年1月29日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）

(6) その他

申請手の詳細は、鳥取県ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/32811.htm>) に掲載するので、様式第1号から第3号までの書類の様式については、ここから入手すること。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成33年3月31日（次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合 知事が当該事実を確認した日の前日

(2) 平成33年度及び平成34年度の委託業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成33年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

6 その他

随意契約の相手方を決定する場合においては、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を有する者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月30日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行為 の許可年 月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしようと する森林 の土地の 面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
美保テクノス 株式会社	米子市昭 和町25	西伯郡伯 耆町畑池	建設発生 土の受入	22.4852ヘ クタール	20.3029ヘ クタール	16.4415ヘ クタール	平成29年12 月27日から	平成30年 10月19日

代表取締役 野津 一成	字射矢谷 尻2628- 1外31筆	及び真砂 土の採取			平成32年12 月26日まで
----------------	-------------------------	--------------	--	--	-------------------

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月30日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立大山青年の家	公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一 鳥取市扇町21	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
鳥取県立船上山少年自然の家	TKSS・富士総合警備保障共同企業体 代表者 株式会社TKSS 代表取締役 田中 富士夫 米子市米原八丁目11-49 富士総合警備保障株式会社 代表取締役 谷口 道明 鳥取市商栄町405-1	〃
鳥取県立生涯学習センター	公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一 鳥取市扇町21	〃

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月30日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立むきばんだ史跡公園	公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一 鳥取市扇町21	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

- (1) 貸借借物品の名称及び数量  
自動車（小型、新車）11台
- (2) 貸借借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成31年4月5日から平成37年3月31日までとする。

(4) 引渡し期限

入札説明書による。

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の賃借の自動車であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成30年11月9日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成30年10月30日（火）から平成30年12月11日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成30年10月30日（火）から平成30年12月11日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 自動車のリース契約を締結し、平成27年10月31日（土）から平成30年10月30日（火）までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であること。

(6) 1の(1)に示した物品を所有し（平成30年10月30日（火）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

## (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成30年10月30日（火）から同年11月21日（水）までの日にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/280074.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

平成30年10月30日（火）から同年11月21日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

平成30年12月11日（火）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月10日（月）午後5時までとする。

## イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第29会議室

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成30年11月21日(水)午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札参加者は、事前提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: 11 Compact cars

(2) November 21, 2018 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 11, 2018 1:30 PM: Time-limit for submission of tenders

(December 10, 2018 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL: 0857-26-7495

E-mail: shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

軽自動車（乗用、新車）24台

(2) 賃貸借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成31年4月5日から平成37年3月31日までとする。

(4) 引渡し期限

入札説明書による。

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の賃借の自動車であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成30年11月9日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成30年10月30日（火）から平成30年12月11日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成30年10月30日（火）から平成30年12月11日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 自動車のリース契約を締結し、平成27年10月31日（土）から平成30年10月30日（火）までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であること。
- (6) 1の(1)に示した物品を所有し（平成30年10月30日（火）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成30年10月30日（火）から同年11月21日（水）までの日にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/280074.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成30年10月30日（火）から同年11月21日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成30年12月11日（火）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月10日（月）午後5

時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第29会議室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成30年11月21日(水)午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、期限までに事前提出物を提出しない者は、本件入札に参加することができない。
- (3) 入札参加者は、事前提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: 24 Light vehicles

(2) November 21, 2018 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 11, 2018 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders

(December 10, 2018 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL: 0857-26-7495

E-mail: shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年10月30日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 小 澤 敏 正

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

平成30年12月27日から平成31年2月13日まで

### (4) 履行場所

落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠<sup>きょうせん</sup>）

### (5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理に登録されている者であること。

なお、本件調達の公告日現在において、競争入札参加資格を有しないもの又は当該業種区分に登録されていないものが本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年11月8日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

### (3) 平成30年10月30日（火）から同年12月12日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 平成30年10月30日（火）から同年12月12日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### (5) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。

### (6) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第2号の中間検査の確実な受検の体制が整備されている者であること。

### (7) 平成20年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地

方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成30年10月30日(火)から同年11月20日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

#### (4) 入札説明会の日時及び場所

(1)の場所で平成30年12月4日(火)午後1時30分から行う。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成30年12月12日(水)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月11日(火)午後5時までとする。

##### イ 場所

(1)に同じ

### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成30年11月20日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい

て、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair II mid-term inspection of the training vessel Wakatori maru 1 set

(2) November 20, 2018 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 12, 2018 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(December 11, 2018 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School 925 Takenouchi-cho, Sakaiminato-shi, Tottori 684-0043, Japan TEL : 0859-45-0411

-----  
総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年10月30日

鳥取県立総合療育センター院長 汐 田 ま ど か

1	調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県立総合療育センター電子カルテ等医療情報システム開発及び運用保守等業務 一式
2	契 約 方 式	総合評価一般競争入札
3	落 札 日	平成30年10月19日
4	落札者の名称及び所在地	セコム山陰株式会社 島根県松江市北陵町34
5	落 札 金 額	222,750,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6	入 札 公 告 日	平成30年8月24日
7	落 札 方 式	総合評価落札方式
8	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立総合療育センター事務部 米子市上福原七丁目13-3

-----  
一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 鳥取県指紋情報管理システム賃貸借及び保守業務 一式      |
| 2 契 約 方 式              | 一般競争入札                         |
| 3 落 札 日                | 平成30年10月3日                     |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 日本電気株式会社鳥取支店<br>鳥取市扇町7         |
| 5 落 札 金 額              | 月額4,266,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日            | 平成30年8月21日                     |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                       |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課<br>鳥取市東町一丁目271   |

-----  
一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 汎用電子計算機等賃貸借及び保守業務 一式           |
| 2 契 約 方 式              | 一般競争入札                         |
| 3 落 札 日                | 平成30年10月3日                     |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 日本電気株式会社鳥取支店<br>鳥取市扇町7         |
| 5 落 札 金 額              | 月額6,298,452円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日            | 平成30年8月24日                     |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                       |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課<br>鳥取市東町一丁目271   |